

会 議 録

名 称 令和4年度第8回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和5年2月3日(金) 午後2時00分～午後3時23分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎2階 1・2・1会議室
出席委員 山田健太 斉木秀憲 高山梢 山辺直義 上田啓子 太田雅也 旦尾衛 朝倉宏美
藤原和子 中村重美 大重史朗 小島昭男
説明員等 政策経営部副参事 真鍋太一 D X推進担当部D X推進担当課長 齊藤真徳
総務部区政情報課長 末竹秀隆
生活文化政策部文化・国際課文化行政担当係長 矢幡謙太郎
環境政策部環境・エネルギー施策推進課長 山本久美子
子ども・若者部子ども家庭課長 小松大泰
子ども・若者部児童相談支援課長 木田良徳 児童相談所副所長 河島貴子
住民接種担当部住民接種調整担当課長 寺西直樹
土木部交通安全自転車課長 村田義人
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆
D X推進担当部D X推進担当課長 齊藤真徳
D X推進担当課D X推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

会議次第

(1) 審議事項

・ 諮問第1004号

「子ども家庭支援業務」における新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合について

(家事支援用品購入支援事業の実施)

(2) 報告事項

報告第354号

「文化行政の推進業務」における文化・芸術振興の状況等に関する区民アンケートの送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告について

(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

報告第355号

「区民交通傷害保険業務」における区民交通傷害保険加入者への次年度案内文書送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告について

(答申第 1 号の事前一括承認基準該当事項)

報告第356号

「感染症予防業務」における個人情報の目的外利用及び新型コロナワクチン接種券の封入封かん業務に係る外部委託の報告について

(世田谷区個人情報保護条例第 1 5 条第 2 項該当事項及び答申第 1 号の事前一括承認基準該当事項)

(3) その他報告事項

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合に関する報告について

(児童相談所システムの構築)

「環境学習・環境教育の推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

(環境出前授業実施委託にて取り扱う個人情報項目の一部削除)

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について
(市民参加型合意形成プラットフォームの試行導入)

個人 (区民等) とのメール送受信開始の検討状況について

開示文書の電子データ (媒体) による交付について (報告)

1. 開 会

会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第8回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、諮問1件、報告事項が8件と聴いております。今年度最後の開催となりますが、よろしくお願いいたします。

では最初に、本日の出席委員など、事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日は、皆様、情報公開・個人情報保護審議会に御出席いただきましてありがとうございます。本日は土田委員から欠席の御連絡をいただいております。また、上田委員が午後3時30分頃には御退出、さらに、高山委員が午後4時頃に御退出という御連絡を頂戴しております。

なお、本日につきましては過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき、会議は成立していることを御報告申し上げます。

会長 では、3時30分終了を目指して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、事前にお送りしております令和4年度第7回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいているものと存じますが、内容、いかがでしょうか。何かありましたらお手をお挙げください。

(「異議なし」の声あり)

会長 では、よろしければ、令和4年度第7回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。

続きまして、傍聴の有無につきまして、御確認、お願いいたします。

区政情報課長 本日、傍聴の希望はございません。どうぞ進めてください。お願いします。

2. 議 事

(1) 審議事項

会長 それでは、早速ですが、審議に入ります。諮問1件となります。

・諮問第1004号

会長 諮問第1004号について、事務局の説明の後、所管課より説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料1ページを御覧ください。「子ども家庭支援業務」における

新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は子ども・若者部子ども家庭課でございます。

審議のポイントは、6、電子計算機への記録、7、回線結合でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

子ども家庭課長 私から諮問内容について御説明させていただきます。

第1、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録についてです。

1、電子計算機に記録する理由でございます。前回の審議会におきまして、本家事支援用品購入支援事業における外部委託に伴う個人情報の保護措置及び目的外利用につきましては承認をいただいております。本事業におきましては、コールセンターを設置することから、区民からの問合せ内容を記録し、迅速に区及び委託先で情報共有するためにコールセンターシステムを構築いたします。

なお、このシステムは、委託先が区民からの問合せや対応内容を記録し、区からの回答が必要な場合は、区の回答をシステム上に入力して記録する仕組みとしています。

2、諮問の趣旨につきましては記載のとおりでございます。

3、対象となる個人の範囲につきましては、本事業の対象となる児童及びその保護者、具体的には区内に住民登録のある平成31年4月2日から令和4年4月1日生まれの児童の保護者のうち、保育施設等を利用していない者の中で、問合せをした者としています。

4、記録する個人情報の項目及び件数です。(1)個人情報の項目は記載のとおりでございます。

また(2)の件数は約2,000件を見込んでおります。

5、電子計算機に記録する方法につきましては、区職員又は委託先の従事者がインターネット回線を使用して委託先のクラウドサーバ上のシステムへ直接入力することにより、記録いたします。

6及び7につきましては記載のとおりでございます。

第2、外部との電子計算機との回線結合についてです。1、回線結合する理由についてです。本事業においては、前述のとおり、コールセンターシステムを導入し、子ども家庭課が委託先の管理するサーバに接続して利用します。このため、区の電子計算機と委託先の電子計算機を回線結合する必要があります。

2、回線結合の相手方は、本事業の委託先である株式会社JTBでございます。

3から5につきましては記載のとおりでございます。

6、回線結合の方法についてです。区は、委託先のシステムを利用して回線結合します。なお、委託先の管理するシステムに接続するため、IPアドレス制限をかけることによりセキュリティを確保します。

7から9につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

会長 では、質問がある方、お手をお挙げください。お願いします。

委員 じゃ、 から幾つか確認の意味で教えてほしいことがあります。

まず、今回のものには、2ページの4に個人情報の項目というのがあります。この個人情報の項目というのは、電子計算機に記録する理由でも触れられておりますけれども、いわば区から委託先に提供した個人情報と委託先がコールセンター等に問合せがあった情報について、そこで照合した上で、当該区民を特定した上で処理していくという流れと書かれているんですが、一般的には、4の記録する個人情報の項目及び件数には、区から委託先に提供する、あるいは委託先が区民から提供を求めるような情報の仕分けの仕方が記載されているんですが、それがなくて、まとめて書いているのか、どうなのかは分かりませんが、区から委託先に提供した個人情報と委託先が本人からの問合せ等の対応の関係で出された、受け取った情報との照合をする。その場合の情報の項目についての記載が特にないということはまとめて(1)に書いている形なのか、そこを確認の意味で教えてください。

あわせて、保護者からの「問い合わせに関する対応記録」という表現がありますけれども、この対応記録というのは具体的にはどのような様式なのか、あるいはイメージなのか、そこも併せて教えてください。

まとめて質問させてください。その次、右の3ページに件数(見込み)が約2,000件とありますけれども、理由のところにも書いていますが、3番目に書いています対象となる個人の範囲「保育施設等を利用していない者)のうち、問い合わせをした者」という記述があります。ということは、この約2,000件というのは問合せをしてきた者の数と思われまますが、じゃ、そもそもその問合せをしてきた者を含めた保育施設等を利用していない者全体、トータルの数ほどのくらいと区としては把握しているのか。そこを2点目では教えていただきたいと思えます。

3点目ですけれども、記録の開始時期及び期間が書かれています。短い期間ですけれども、区から委託先に提供する個人情報の期間終了後の扱い、いわば処理とか処分ですね。要は委託の期間が終わった後の処理の関係についてはどのように確認されているのか、教えていただきたいと思います。

以上、3つ、お願いします。

子ども家庭課長 1つ目の収集する個人情報につきましては、最初に申し上げたところなんですけど、前回の審議会、12月27日の第7回審議会で諮問第1001号として諮問しておりまして、目的外利用について、区が委託先に提供する情報、また、委託先が利用者、対象者から収集する情報を既に承認いただいておりますので、今回の諮問の内容には記載しておりません。

2つ目の対応記録とはどのようなものかなんですが、コールセンターで聴取した内容を記録するものになります。この記録の中には、場合により、商品の配送先でありますとか、商品の申込内容といったものが含まれるものとなります。

先ほどいただきました中で対象となる方、問合せをいただく方は約2,000件と記載しております。全体の発送している件数がどのくらいになるかといいますと約9,600件、こちらで対象者の御案内をしております。

また、最後にいただきましたところですが、こちらは区が委託先から引き継ぐような形を取っていきます。

委員 ありがとうございます。

委員 先ほど 委員も問合せされていたようにトータルの件数、約9,600件とあったんですが、ホームページで確認しましたところ、支援事業のほうでせたがや かじさぽコール0102という電話対応のものも出てきているということで、それから感じると約2,000件というのは件数的にすごく多いのかなと思ったんですが、どのような感じで約2,000件という把握をされたのか、教えていただければと思います。

子ども家庭課長 今回初めての事業となります。今回、コールセンターにお問合せいただきます件数と電話での入電、お問合せフォームによるお問合せと双方合わせまして約2割と見込んでおります。ただ、こちら数字につきましてはあくまでも想定という形で2割、約2,000件という見込みとしております。

委員 そうすると、その約2,000件の中には電話での対応、0102で対応した分も入ってくるという数字になるのでしょうか。

子ども家庭課長 そちらも合わせてとなります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 前回の諮問第1001号の議事録も眺めながら、併せて確認いただければと思いますが、ほかには大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

会長 では、ないようでしたらお諮りをしたいと思います。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第1004号については異議なしと認めます。

(2) 報告事項

会長 では次に、報告事項の聴取に移ります。

事務局から事前にお知らせいたしましたとおり、今回の報告事項につきましては、これまで何回かしていましたが、このような書面による事前の質疑応答を行わずに、本日、直接、所轄課から説明を受けることにいたしますので、皆様方におかれましては、説明の後、質問等がありましたら挙手をお願いできればと思います。

報告第354号

会長 では、まず最初、報告第354号につきまして、事務局、続きまして、所管課から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料5ページを御覧ください。「文化行政の推進業務」における文化・芸術振興の状況等に関する区民アンケートの送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告についてでございます。

所管課は生活文化政策部文化・国際課でございます。

事前一括承認基準の類型といたしましては、類型の5、通知書等の封入封かん委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

文化・国際課文化行政担当係長 生活文化政策部文化・国際課長の松田が別件にて不在のため、代理で御説明いたします文化・国際課文化行政担当係長の矢幡でございます。よろしくをお願いいたします。

では、資料の説明をいたします。

まず、1の事前一括承認基準の類型及び件名は記載のとおりでございます。

2の委託の件名は「(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画」策定支援業務委託になります。

3の委託内容につきましては、現行計画である世田谷区第3期文化・芸術振興計画の調整計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、令和6年度以降の計画として(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画を策定するところでございますが、この策定に伴い、各種調査や分析、情報収集、資料作成等に関する業務について、その支援を委託しております。計画策定に当たりましては、区内の文化・芸術振興の状況等を把握する必要があるため、区民アンケート調査を実施いたしますが、この調査業務を委託しております。

外部委託によるアンケート調査の御案内に関する発送業務は、区が作成した宛名ラベルを委託先が受け取り、封筒に貼付し、発送するというものでございます。

なお、区宛てに提出されたアンケートを委託先が集計、分析いたしますが、当該アンケートは無記名方式であるため、これら集計・分析業務において、委託先は個人情報を取り扱っておりません。

4の対象となる個人の範囲は、区の住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の区民となります。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、区から委託先へ提供するものは、氏名、住所となります。委託先が本人から収集するものや区及び本人以外から委託先へ提供する個人情報はございません。

また、件数でございますが、3,000件となります。

6の委託先については記載のとおりでございます。

7の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理はございません。

8の委託先の個人情報の保護管理体制や9の委託の条件、10の委託の開始時期及び期間については記載のとおりでございます。

会長 一般的な封かん封入だと思いますが、いかがでしょうか。

委員 確認の意味で伺います。

6ページに委託先が書いてございます。「株式会社文化科学研究所(封入封かん業務の再委託先:株式会社丸井工文社)」とあります。ということは、宛名ラベルを渡して、実

際に封入封かん。いわば、発送するのは丸井工文社であるけれども、届けられてきたものを集計、分析するのは株式会社文化科学研究所という役割分担がされているという理解でよろしいのかどうか、その確認です。

文化・国際課文化行政担当係長 そのとおりでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、報告第354号については了解いたしたいと存じます。

報告第355号

会長 では次、報告第355号です。よろしく申し上げます。

区政情報課長 それでは、資料7ページを御覧ください。「区民交通傷害保険業務」における区民交通傷害保険加入者への次年度案内文書送付に係る封入・封かん作業の外部委託の報告についてでございます。

所管課は土木部交通安全自転車課でございます。

事前一括承認時基準の類は、先ほどと同じく類型の5、通知書等の封入封かん委託でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

交通安全自転車課長 まず、委託の内容でございます。区では、少額の保険料で加入でき、交通事故でけがをした際に入院や通院治療日数等に応じて保険金を受け取れる制度としまして、区民交通傷害保険の加入を受け付けております。

保険に加入した者に対しましては、次年度の申込開始時期に合わせて加入案内の通知を発送しておりまして、通知に関する宛名ラベルの貼付け及び封入・封かん作業を今回の外部委託により実施しております。

本件外部委託に係る業務の流れといたしましては、対象者の宛名データを保存した電磁的記録媒体を区から委託先に引き渡しまして、委託先が当該データから直接宛名ラベルを印刷の上、封筒に貼り付けた後、案内文等の書類を封入封かんし、区へ納品させております。なお、封入した案内文等は全対象者で共有の内容で個人情報を含んでおりませんで、通知の発送は区が実施いたしております。

続きまして、4番の対象となる個人の範囲でございます。こちらは令和3年度に区民交

通傷害保険への加入申込みをいただいた方でございます。

5番につきましては記載のとおりでございます。(2)件数は1万3,168件です。

委託先につきましては大輪印刷株式会社になります。

あとは記載のとおりでございます。

私からの説明は以上です。

会長 ただいまの点につきまして、御質問ありますでしょうか。

委員 これも確認の意味です。

先ほどの諮問第354号と似たようで、ちょっと違うところがあるわけですが、これについては件数が多いけれども、諮問第354号は、いわば委託先で直接封入・封かん、そして発送までいくんですが、今度は、宛名ラベルを電磁的記録媒体で渡して、それを出力させて、貼り付けた後、一旦納品させて、それを区が直接発送しますよという流れなので、流れがもう1回戻るような形になりますけれども、こういう形でやることで事務的な効率はいいのかどうか、ほかに何らかの配慮があってそうなっているのか、教えてください。

交通安全自転車課長 昨年までは、区の福祉作業所で我々が印刷した宛名を貼り付けて、我々の課で発送しておりまして、今回は印刷と封入までを印刷会社をお願いしたものでございまして、昨年までと同様の取組みをしたことになります。

委員 私の質問の意味がちょっと御理解いただけなかったかどうか、あれですけれども、委託先でデータ出力、そこから宛名シールを貼り付けて、案内文書等を封入封かんして、区へ納品という形で、そこまでがいわば封入封かんという作業で、相手方に発送するのは従来どおりの形ということなんでしょうか。

交通安全自転車課長 我々のほうでそこまでの委託をお願いしておりまして、発送は区ですることによって決めて、契約しております。

委員 ということは、従来一般的な封入・封かん委託とはちょっと違うと。封入・封かん委託なんだけれども、本当にもう封入封かんだけで、そこで一旦切れる形になっているわけですね。それは、件数から見た場合、事務効率から見たらいかなものかなという印象を持ったもので聞いてみたんですが、そのやり方は従来どおり変えることはないという理解でしょうか。

交通安全自転車課長 どちらが効率的にできるか。来年度については検討して、工夫していきたいと思います。

会長 今のお答えでいいんですけども、質問の意図からすると、前の報告事項の場合には封かん封入、そして発送まで委託先が行っているものですから、何でわざわざ発送作業だけ1回戻すのかというのが1つの質問の趣旨だったものですから。区のお仕事ですので、別にどちらでもいいんですけども、どうしてわざわざ戻されるのかなという割合単純な疑問だと思います。御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

区政情報課長 委員、会長、ありがとうございます。封入封かんで通知を発送するという一連の流れを事業者が全てやるというケースと、今のように一部、いわゆる封入封かんして、一旦区に戻して、区として確実に、委託した件数、現物を確認した上で発送するという、主に2つのパターンがあると思っていますけれども、そうした中、例えば局に実際に持ち込んだ以降の書類的な確認ということで、形式的な書類で確認するようなケースと納品の成果物を確認するタイミングがまた変わってきますので、そのやり方の中で、より安全で効率的、あとは経費的な面もあると思いますので、そういったものを含めて、今後関係する所管とも、ぜひ安全でより効率的な手法を関係する所管に案内できればと考えております。

ありがとうございます。

会長 よろしく願いいたします。

委員 基本的なことを伺いたいんですが、この保険というのは既に入っている人に来年度のチラシをお送りするということだと思んですが、自動継続ではないんですか。ずっと入っておきたいなという人は1年ごとに申込書を出さなければいけないんですか。じゃ、新たにこの保険があるよというPR等については、また別にやっているということなんでしょうか。

質問は以上です。

交通安全自転車課長 保険の更新は、お手数ですが、1年ごとにしていただいております。そういう商品になっております。また、新たな加入者につきましては「区のおしらせ」、ホームページなどの広報でお知らせしているところでございます。

委員 自転車というのは長もちするものではないので、毎年していただくんでしょうけれども、続けていただいたほうが効率的で、自転車がなくなった場合はお申出くださいとか、やり方があるのではないかな。無駄な作業を組むよりは、どこでも大体が申出がなければ継続しますというようなことがあると思うんです。そんなことは御検討いただいたことはないんですか。それをちょっとお聴きしたいと思います。

交通安全自転車課長 保険会社の商品自体、特別区で同じ条件で管理していただいているものです。継続できればより良いと思いますが、そのあたりも含めて、一番使いやすいような形で検討していきたいと思います。特別区の中でも話し合っていきたいと思います。

委員 分かりました。

会長 ほかはいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、報告第355号につきましては了解いたしたいと存じます。

交通安全自転車課長 ありがとうございます。

報告第356号

会長 では次に、報告第356号になります。

区政情報課長 それでは、資料9ページを御覧ください。「感染症予防業務」における個人情報目的外利用及び新型コロナワクチン接種券の封入封かん業務に係る外部委託の報告についてでございます。

所管課は住民接種担当部住民接種調整担当課でございます。

本件は、新型コロナワクチン接種券の発送に当たり、個人情報保護条例第15条第1項第3号の人の生命、身体、健康を守るため、目的外利用を行ったものであり、条例第15条第2項に基づき報告するものでございます。

あわせて、事前一括承認基準の類型5、通知書等の封入封かん委託に該当する外部委託について御報告いたします。

それでは、所管課より説明いたします。

住民接種調整担当課長 報告第356号について御説明をさせていただきます。今回の報告事項は2件でございます。

まず第1に、個人情報の目的外利用についてです。

1の報告の趣旨でございます。区では、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者に接種に必要な接種券を発送しておりますが、この対象者のうち知的障害のある方に交付される療育手帳、いわゆる愛の手帳を所持している方については国から基礎疾患を有する方として優先的にワクチン接種をすることができることが示されましたことから、愛の手帳の情報を利用して、これらの方に優先的に接種券を発送いたしました。

また、DV被害者など、住民登録地において接種券を受け取れないことが明らかな方の

うち、住民登録地以外の居住先に接種券を発送することについて、事前に本人の同意を得られなかった方に対しては、区で把握している居住先の情報を利用して接種券を発送いたしました。

今回は、これらの個人情報の目的外利用について御報告をいたします。

なお、対象者に対しては、発送した接種券に個人情報の目的外利用を行ったことを記載した通知文を同封しております。

2の保有課及び保有課の業務の名称でございます。まず、愛の手帳所持者の情報につきましては(1)の障害福祉部障害施策推進課、DV被害者などの居住先等の情報につきましては(2)の各総合支所保健福祉センターの生活支援課及び保健福祉課となります。

10ページにお進みください。3の利用課及び利用課の業務名称、また、4の対象となる個人の範囲につきましては、記載のとおりでございます。

5の利用した個人情報の項目及び件数でございます。(1)の個人情報の項目につきましては、氏名、住所、生年月日、整理番号となります。

また(2)の件数につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。

6の利用方法です。(1)愛の手帳所持者情報につきましては、この情報を保有しています障害施策推進課から受け取った電子データを委託先に対して提供しまして、そのデータを基に委託先が対象者の接種券を印字し、直接発送しております。

また(2)DV被害者などの居住先等の情報につきましては、各総合支所の保有している課から受け取った電子データを委託先に対して提供しまして、そのデータを基に、委託先が印字した対象者の接種券を住民接種調整担当課から各総合支所の所管課へ渡して、その所管課から対象者へ発送するという形を取っております。

7の利用の時期につきましては、接種券の発送時期に合わせて、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして、第2の新型コロナワクチン接種券の封入封かん発送業務に係る外部委託の報告について御説明をいたします。

1の事前一括承認基準の類型及び、11ページに進みまして、2の委託の件名については記載のとおりでございます。

3の委託の内容です。接種券を発送するため、接種券などの印刷や接種券への印字、また、封入封かん発送作業について、外部委託により実施したというものになります。発送業務においては、データを受け取った委託先事業者が接種券に印字し、封入封かんした

後、直接発送しております。

4の対象となる個人の範囲ですが、ワクチン接種事業の対象である区の住民基本台帳に記載されている生後6か月以上の区民でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数です。(1)個人情報の項目につきましては、国が示した接種券の記載項目である氏名、住所、生年月日、接種券番号、予診票番号、ワクチン名、接種回数、Lot番号、接種日を委託先に提供しております。

(2)の件数につきましては、1回目から5回目の接種券の送付対象者の合計で243万6,061件でございます。

6の委託先につきましては株式会社JTBでございます。

7の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無、8の委託先の個人情報の保護管理体制、9の委託の条件につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、12ページにお進みください。10の委託の開始時期及び期間についてです。現時点で令和3年2月5日から令和5年3月31日までとなっておりますが、現在国において今年の4月以降もワクチン接種を継続するかの検討が行われております。4月以降のワクチン接種事業が継続する場合は、外部委託も終了せずに継続をいたします。

御説明は以上でございます。

会長 では、質問をお願いいたします。

委員 これも確認の意味で教えてください。

10ページの5の(2)件数があって、はあれですけれども、に居住先等の情報とあって、これは住民登録地において接種券を受け取れない区民の方を対象にして、その情報を把握しているところから情報をもらうという意味だと思っておりますけれども、の居住先等の情報が各総合支所保健福祉センター生活支援課と保健福祉課の2つに分かれている事情を確認の意味で教えてください。

2つ目は(2)のの件数と、11ページにあります全体の件数、243万6,061件というのは、これを含めた全体の件数という理解になるのか。

3つ目の質問ですけれども、第2には委託先としてJTBが入っていますけれども、第1の委託先には特に記載がないんですが、これも同じくJTBと理解していいのか。その3点を確認の意味で教えてください。

住民接種調整担当課長 まず、1点目でございます。居住先等の情報の人数、まず生活支援課については、生活保護の關係の措置入院などで住所地で受け取れない方の人数になりま

す。また、保健福祉課は、主にDVの関係で住所地で受け取れない方になります。

2点目の御質問ですが、二百四十何万件の中にこれが含まれているのかということについては、含まれておりません。含まれていないということです。二百四十何万件というのは、あくまで印刷したところから直接発送しているものになりますので、1件目の報告は別途個別に発行して出しているということで、件数は含まれていないものです。

3点目の御質問は、両方ともJTBが受託して行っている業務となります。

委員 ありがとうございます。

委員 同じ質問でしたので、お答えも同じ内容になると思いますので、私は結構でございます。

ありがとうございます。

会長 内容的には別に問題ないんですが、一括承認の取り方です。1年以上にわたって継続している場合、どのタイミングで一括承認の事案について報告を受けるというルールになっているのか、念のため確認しておきたいと思います。こういう形で、2年、3年、4年とつながっているもの、例えば1年以上にわたっているようなものは、本当は1年に1回は必ず報告したほうがいいと思うんですけども、今回の場合はどうなのでしょう。足かけ3年にわたっていますけれども、どのようになっているのか、念のため確認させてください。

区政情報係長 皆様、本日の御審議、ありがとうございます。会長から最初の部分で御質問いただいたところでございますけれども、事前一括承認基準での報告につきましては、今回封入封かんの報告がございました報告第354号、第355号は、もう終わって、速やかに報告しておりますが、本件のように継続している案件があった場合は、方法は分けてはいるんですけども、継続していく場合は、1回報告して様子を見るということもあれば、一定程度のタイミングで御報告するというような様々なやり方があります。審議会の在り方が変わってしまう部分もあつたりしますので、今回はコロナの接種の関係をまとめて報告ということで諮問させていただいて、その内容でしっかり報告したいということもありましたので、まとめて報告させていただいたという経緯でございます。

会長 それであれば、それで別に構わないといいましょうか、了解なんですけれども、多分こういう一括承認の事案については、別に年度でくくるのもいいかもしれませんが、そうでなければ、例えば今回のワクチンの場合には発送が何回かにわたっているわけです。しかも、それは、ならばという言い方がいいかどうか、分かりませんが、1回目と

か、2回目とか、3回目というふうに行くわけでしょうから、1回目が終わった段階で区切るなり、あるいは今回のようにまとめて報告する場合も、1回目では何件、2回目では何件、3回目では何件というふうに、そこは分けておいたほうが後で確認をする上でも、今回は240万件ですけれども、これは延べ回数ですよ。世田谷区の人口の2倍とか3倍になるわけでしょうけれども、報告の仕方として後から見てよく分からないものになりかねないので、そこはうまいルールといいましょうか、内部ルールをつくっておいたほうがいいのかと思いましたので、感想まででありますがお伝えいたしました。

区政情報課長 次年度以降、条例改正等を含めて運用が変わっていきますけれども、報告するという考え方の部分において、今会長がおっしゃったような視点は我々も大事にしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、報告第356号については了解したいと思います。ありがとうございます。

(3) その他報告事項

会長 では、その他報告事項に移ります。本日はその他報告事項が全部で5件になっています。

「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合に関する報告について

会長 その他報告事項 につきまして、事務局からよろしくお願ひいたします。

区政情報課長 それでは、資料13ページを御覧ください。「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合に関する報告についてでございます。

所管課は児童相談所及び子ども・若者部児童相談支援課でございます。

それでは、所管より説明いたします。

児童相談所副所長 児童相談所から読み上げで御説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

諮問第827号「児童相談所業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置、新たな

個人情報の項目の電子計算機への記録及び外部の電子計算機との回線結合については、令和元年8月27日に開催された世田谷区情報公開・個人情報保護審議会において、児童相談所システム導入後、実績について、当審議会に報告することを条件に承認されました。

ついては、実績を以下のとおり報告させていただきます。

1、児童相談所システムの概要でございます。

法改正によって、区では令和2年4月に児童相談所を開設しておりますが、児童相談所の業務に当たり、効率的、安定的な運用及び管理、個人情報の保護のために児童相談所システムを構築し、児童相談所開設と同時に運用を開始してございます。

2、導入後の実績についてでございます。

(1)東京都からの相談ケースの引継ぎ状況です。区児童相談所開設により、世田谷区の児童について、従来の東京都児童相談所の管轄から区児童相談所が対応することになりました。それに伴いまして、児童相談所開設前に東京都から区の児童に係るケース情報を引き継いでおります。なお、ケースの情報引継ぎは滞りなく行われまして、引き継いだ情報を基に、今現在ケースへの相談支援を行っております。当時、令和2年4月1日に東京都から引き継いだ相談ケース数につきましては712件でございます。

(2)児童相談所開設以降の相談件数です。児童相談所では令和2年4月1日の開設以降、相談受理したケースについては、全てシステムへ情報入力し、業務管理しております。開設以降の年度別の相談受理件数については次の14ページに記載しておりますので、こちらの表を御覧になってください。令和2年度の相談受理件数は2,132件、令和3年度はそれより101件増えまして2,233件ございました。中身を見ていただきますと、ほとんどが養護相談の中の被虐待相談ということで、虐待に関わる相談が8割近くで、令和2年度で77%、令和3年度で76%という数になっております。

(3)区の一時的保護の状況でございます。児童の一時的保護に当たっては、区の一時的保護所における一時的保護のほか、都区間の一時的保護所を相互に利用するなど、児童の安全確保の観点から迅速な対応を行っております。こちらは区内一時保護所に入所した児童の状況をの表にまとめさせていただいております。は、御説明したとおり、東京都の一時的保護所ですとか、ほかの区も開設しておりますので、そちらの保護所に一時保護をお願いしたような児童の内訳の表になってございます、令和3年度の実績で申し上げますと、区の一時的保護所で保護した児童が合計で113名、一時保護委託という形で東京都の一時的保護所等に保護した児童が28名となっております。

本日は実績報告ということで、相談実績と一時保護の状況について資料にまとめさせていただきますけれども、その他の児童相談所の活動の実績につきましては、開設以降、事業概要という形でまとめまして、区のホームページで公開しておりますので、お時間があるときに後ほど御確認いただければと思います。

御説明については以上です。

会長 お約束いただいていた報告になりますが、いかがでしょうか。

委員 大変なお仕事についての報告をいただいたんですけれども、これも参考までに、その背景についてお分かりであれば教えてほしいんですが、令和2年4月1日時点で継続中であつたケースのうち 712件を引き継いだ段階ですね 被虐待児相談が260件であつたものが令和2年度、いわば引き継いで以降のことだと思ひますけれども、そこで件数が1,652件、令和3年度も1,698件とかなり膨らんでいる。この背景はいろいろなことが考えられると思うんですけれども、令和2年度以降ということであれば、ちょうどコロナの関係で、御家庭においてもいろいろな状況があつたと思ひます。そのようなことが背景としてあつたのか。単にその数字上だけで見ると、ああ、これだけ増えたのかということなんです、児童相談所で把握されておられる背景なり、事情の理由として想定されることを、できる範囲で結構ですので、お話しいただければよろしいかと思ひますが、いかがでしょうか。

児童相談所副所長 この数は、統計上、とても分かりにくいんですけれども、東京都から引き継いだ712件というのは、表の中にもあるようにケース記録の台帳件数ということで、お子さんお一人お一人を実人数という形で数えているものなんです。私どもの令和2年度・3年度の実績といひますのは相談の受理件数ですので、同じ方について何回も相談があつた場合は1として計上させていただくので、数の乖離がかなりあります。毎月の私どもの活動で担当の児童福祉司が実際に何人ぐらいのお子さんの相談に乗っているのかで数を抜き出しているんですけれども、それでいきますと700件から800件ぐらいですので、東京都から引き継いだ数からそれほど大きく膨らんでいることはございません。

ただ、このコロナの状況で、やはり御家庭の問題がいろいろ複雑になっておりますので、相談件数自体は101件増えていると申し上げましたけれども、若干上昇傾向であることは全国と同様なんですけれども、実態としてはそれほど大きく数が膨らんでいるということではございません。

委員 ありがとうございます。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、その他報告事項 を了解したいと思います。ありがとうございました。

「環境学習・環境教育の推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

会長 続いて、その他報告事項 になります。事務局より、よろしくをお願いします。

区政情報課長 それでは、資料15ページを御覧ください。「環境学習・環境教育の推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告についてでございます。

所管課は環境政策部環境・エネルギー施策推進課でございます。

それでは、所管課から説明いたします。

環境・エネルギー施策推進課長 では、私から、その他報告資料No. 2 について御説明させていただきます。

まず初めに、1、主旨でございます。諮問第962号「環境学習・環境教育の推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について、昨年2月18日に開催された審議会におきまして、委託で取り扱う個人情報の項目を精査し、ある程度、事業を実施した後に運用上の要否を検討した上で、報告することを条件に承認されておりましたので、このたび報告させていただきます。

御意見いただいた内容としましては、3の報告内容の変更前で載ってございますが、委託先が本人から収集するものについて、 の中にあります発言内容、 の中にございます発言内容。同じでございますけれども、こちらが本当に必要なものなのか、どうなのかという要否を書いております。当初は対面での実施を基本としながら、状況に応じてオンラインもあり得るかということで想定しておりました。インターネットを介して、その中で原発など、エネルギー問題に関する考えや思想、信条に関わる発言などの可能性もあるということで、発言内容を含めて諮問を行った次第でございます。

このたびの実施状況の報告ですが、2に戻っていただきまして、本件、環境出前授業ですが、大学生等のボランティアを登録しまして、人材育成した上で、区立小学校に講師派遣し、環境に関する授業を実施してございます。昨年4月にボランティア募集を行いまして、その後、研修など準備期間を経て、10月から各小学校で授業を開始いたしました。現在までに区立小学校7校で授業を実施しましたが、例えばですけれども、発言としまして

は、使わない部屋の照明を小まめに消すことやエレベーターを使わずに階段を使うといった日常生活における取組みについての発表にとどまっております、固有の体験談等の個人を識別し得る発言や思想、信条等に関わる発言は見られませんでした。また、オンラインは使わずに、全て学校内で実施しております。

ということで、3の報告内容でございますが、こうした実施状況を踏まえまして、委託で取り扱う個人情報の項目を精査した結果、「発言内容」を取り扱わなくとも十分に事業が成立することから、当該項目は不要であると判断し、削除したいと考えております。

報告は以上となります。

会長 扱う内容が減ったということですので、この審議会的には好ましい傾向だと思いますが、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

会長 では、その他報告事項 は了解したいと存じます。ありがとうございました。

環境・エネルギー施策推進課長 ありがとうございました。

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について

会長 続きまして、その他報告事項 になります。事務局より、よろしくをお願いします。

区政情報課長 それでは、資料16ページです。「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告についてでございます。

所管課は政策経営部政策企画課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

政策経営部副参事 それでは、その他報告資料No. 3「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置に関する報告について御説明をいたします。

本件は、令和4年8月26日開催の情報公開・個人情報保護審議会におきまして、事業開始後に、事業の運用状況等について、報告することを条件に御承認いただいた事案でございます。

このたび、限定的な範囲での運用状況及び今後の運用について御報告させていただくものでございます。

まず、報告内容の(1)委託の概要でございますが、より広範で多様な区民参加を促すため、デジタル技術を活用した新たな参加と協働の取組みとしまして、まずは令和6年度を初年度とする次期世田谷区基本計画策定の検討に際しまして、デジタルプラットフォーム

ム「Decidim」を試行導入いたしまして、若年層を中心により幅広い年齢層の区民参加を推進することを目的としております。

なお、委託の相手方でございます。デジタルプラットフォームの構築・保守管理業務を委託しているんですけれども、一般社団法人コード・フォー・ジャパンに委託しております。

続いて(2)の本プラットフォームの利用規約については別紙のとおりでございます。また、(3)になりますけれども、本プラットフォームにおいて取り扱う個人情報の取扱いについては、規約第11条第1項第3号のとおり、利用状況の分析のため、個人を識別又は特定できない形式に加工した上で利用する場合があることを明記しておりまして、こちらのことにつきまして本サービスへの参加登録の際に利用者から同意を得る形にしております。

(4)の運用状況でございます。運用開始日は令和4年11月28日からございまして、登録件数は6件となっております。

運用内容でございますが、令和4年7月・8月に全3回、ワークショップ形式で実施しました区民検討会議の委員とオンライン上で継続的な意見交換を行うなどして運用を開始しているところです。また、ちょっと使い方は違うんですけれども、ステークホルダー意見聴取において関係団体等からのオンラインでの回答フォームとしても活用したところです。

(5)の今後の運用についてですが、引き続き限定的な範囲での運用を続けた上で、今年度の取組状況を踏まえまして、令和5年6月に予定してございます次期基本計画の骨子案に対する区民意見聴取に当たりまして、改正個人情報保護法及び改正後の個人情報保護条例の規定に基づきまして個人情報の保護に努めた上で活用を図っていきたいと考えております。

御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長 では、質問、お願いいたします。

委員 (5)の今後の運用について、限定的な範囲での運用を引き続き行うということが書かれているんですけれども、限定的な範囲での運用とは具体的にはどういった範囲になるんでしょうか、教えていただきたいと思っております。

政策経営部副参事 御質問、ありがとうございます。今、申し上げたとおり、利用者を区民検討会議の委員に限定して登録できるようにしてございます。会議の委員は43名いて、お

送りしていますけれども、今の時点ではまだ6名の参加になっておりますが、その方々を対象に継続していきます。実は審議会が3月末まででございまして、その審議会の議論に反映するために御意見をもらっているという状況でございまして、そちらを続け、必要な検証を行って、来年度6月から限定的なものを外した形で区民意見を聴取していきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

委員 今の 委員と同じことを質問しようと思っていましたので、結構です。

ありがとうございます。

会長 新しい試みなので、何はともあれ、参加数が増えないと始まらない、なかなか大変な状況かと思いますが、特に御意見、よろしいですか、大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

会長 では、その他報告事項 につきましては、了解いたしたいと存じます。ありがとうございました。

政策経営部副参事 ありがとうございます。

個人(区民等)とのメール送受信開始の検討状況について

会長 続きまして、その他報告事項 になります。事務局、よろしくをお願いします。

区政情報課長 資料23ページとなります。個人(区民等)とのメール送受信開始の検討状況 についてでございます。

所管課はDX推進担当部DX推進担当課でございます。

それでは、所管課から説明いたします。

DX推進担当課長 では、その他報告資料No. 4、個人(区民等)とのメール送受信開始の検討状況について御報告させていただきます。

まず、1の趣旨でございます。区は、これまで、個人(区民等)と連絡を行うに当たりまして、個人情報保護ですとか情報セキュリティの安全確保という観点から、個人情報を扱う外部の電子計算機との回線結合の制限としまして、メールの利用を原則として禁止してまいりました。業務上、必要な場合は、その業務に関して、情報公開・個人情報保護審議会に諮問して、了承を得て、行ってまいりました。一方で、社会の実情に合わせてといいますか、電話やファクス、郵送だけではなく、メールを利用したコミュニケーションができないのかというような要望が、区民の方はもちろん、職員からもこれまで多く寄せら

れておりました。

こうした状況を踏まえまして、来年度から、区民（個人等）とのメールのやり取りを、一定の条件の下に可能とすることを検討しておりますので、進捗状況を御報告させていただきます。

個人とのメールを、現在行っている庁内のアウトLOOKでやっているメールだとかとは区別して安全に管理するため、別のメール管理システム（クラウドサービス）を導入する予定です。

つきましては、個人（区民等）とのメール送受信に関して取り扱う情報ですとか運用方法、今後のスケジュール等、現在の検討状況を御報告させていただきます。なお、実施の際には、これは来年度の話になるので、改正個人情報保護法及び改正予定の個人情報保護条例の規定に基づきまして、適切に個人情報の保護を行ってまいります。

2の個人（区民等）とのメール送受信で取り扱う情報についてでございます。メール送受信の際、以下の4つの事項に関する情報の取扱いを禁止する予定でございます。まず1つ目として、メールアドレスを除く個人情報等の重要性分類の機密情報（個人情報のほか、区民の生命、財産等へ重大な影響を及ぼす情報）に関しては送信できない。（2）の一般的な事実の伝達や事務連絡以外の情報を送信すること、（3）は大量に送信するような、専用サーバが必要なようなメールマガジンや案内は不可、（4）に関しては、各種申請や届出の受付や決定通知等（処分通知）の送信は、米印以下でありますとおり、別の条例及び施行規則において、電子申請サービス又はマイナポータルで行うと定められていることもありまして、そちらは禁止する予定でございます。

3の想定される相手方は、事前に庁内でアンケートを取った結果、以下（1）から（3）までのような方が想定されると考えております。

続きまして、24ページに参りまして、4のメール管理システムの主な機能でございます。安全にメールをやり取りしたり、メールを管理したりできる機能として、こちらの（1）から（4）に挙げる機能を付与することを想定しています。

（5）の利用所属についてです。こちらに関しましては、区の全ての所属でこれを利用するかということ、まずは必要性の高い所属からメール管理システムを導入しまして、個人（区民等）とのメール送受信を開始したいと思っています。それ以外のメール送受信は禁止しておりまして、ニーズに応じて対応していく形になります。

6の運用方法でございます。まず、この順序でやっていきたいと思っているんですが、

まず(1)として専用メールアドレスを発行します。先ほどの必要性の高い所属に関して、新たにメールアドレスを所属単位で付与していきます。

(2)のメールアドレスの周知及び収集方法につきましては、今も企業ですとか他自治体等とメールのやり取りはしているんですが、例えば名刺だとかへの印刷を想定しておりまして、最初から大々的にホームページで公開するというのは、当面の間は行わない予定でございます。

(3)その他問い合わせ窓口との関係についてですが、現在、区のホームページから、せたがやコールですとか、区長へのメールといった一般的な問合せですとか、区政への御意見等というのは、区ホームページ、正確に言うと、メールフォームに入力することで問合せを受け付けて、問合せ内容ごとに各所管課に回ってきて、対応する形を取っているんですが、こちらに関しては、従前どおり、入り口を一本化することで引き続き活用してまいります。

7の今後のスケジュールについては記載のとおりとなっております。今後、情報セキュリティ委員会に付議ですとか、製品選定(プロポーザル)を経まして、7月のサービス利用開始を想定して調整を進めているところでございます。

御報告は以上でございます。

会長 詳細は 委員にお任せする形になりそうなんですけれども、今日は皆さんから御意見をいただいて、参考にしていければと思います。いかがでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。

これまで原則禁止であったものを一部解除していきますよということで、そのための一定の条件を整備するという話であったと思うんですが、その関係で、私、理解しづらかったので教えてほしいんですが、24ページのメール管理システムの主な機能にある(1)部署ごとにメールボックスの閲覧制限をする機能、(2)送受信したメールの内容を部署内で共有できる機能と書かれているわけですね。意味するところが分かるようで、ちょっと分かりにくいところがあるので、その部署内で共有という問題と部署ごとに閲覧制限というところ。実際の運用の関係で、どういうことなんだよということを御説明いただければ幸いです。

D X推進担当課長 御質問、ありがとうございます。こちらにつきましては、現状のメールのやり取りはマイクロソフトのアウトルックで行っておりまして、アウトルックのメールですと、例えばAという職員がいて、Bという職員がいて、職員も個人ごとにメールボッ

クスを持っていて、Aという職員に入っていたメールを見たりとか、その職員がどのようなやり取りをしているかというのは、その職員がいなかったら当然分からない、その職員しか見られないところがございます。これまでのように庁内だけでのやり取りですとか、例えば事業所の営業だとかは、特定の方とやり取りすればそれでよかったんですけども、個人（区民等）と所属単位でやり取りしていくというのだと、例えばAという職員がどのようなやり取りをしたかというようなことがほかの職員にも見える化されていなければいけないとか、部署内で共有できなければいけないですとか、部署内といえども、かなりセンシティブなやり取りだとか、特定職員だけしか見れないようにしなければいけないとか、そのようなニーズも想定されるので、それ用の機能を備えたシステムを設けるのと、これまで庁内ではアウトLOOKだけということで、例えばメールが混ざらないようにしたりとか、誤送信を防ぐだとか、そういったことが不可欠であると判断しまして、ここに4つ挙げています主な機能として設けたシステムを導入するという想定でございます。

委員 今、御説明いただきましたけれども、ある意味、二律背反的な性格を持った機能を同時に付与するようなメール管理システムを考えていきたいということなんですが、そういうやり取りをされるメール、情報の性格だとか、その扱いだとか、あるいは、いろいろな意味でのレベルの問題があるかと思えます。どちらにしても、それによって抜け切りがあっては困りますので、そこはぜひ慎重に御検討をお願いしたいと思います。

会長 よろしくお願いたします。

ほかはいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

会長 では、これにつきましては、お気づきの点がありましたら、その都度というわけにもいきませんが、会議が終わった後にでも、また事務局宛てに御連絡をいただければと思います。よろしくお願いたします。この場では、取りあえず今日の報告を了解するという形にさせていただきたいと思えます。その他報告事項 を了解いたします。

開示文書の電子データ（媒体）による交付について（報告）

委員 では続きまして、その他報告事項 に行きたいと思えます。事務局、お願いたします。

区政情報課長 それでは、資料25ページを御覧ください。開示文書の電子データ（媒体）による交付について（報告）でございます。

まず、1番の現状でございます。区におきましては、開示請求制度における開示請求者の費用負担につきまして、手数料を無料とし、写しの交付にかかる実費相当分のみを負担を求めているところでございます。また、実費相当分につきましては、世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例、世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示により、対応しているところでございます。

当区では現在、以下のとおり、原本が紙文書のものにつきましては紙文書で交付するという対応を行っているのが現状でございます。新年度、令和5年度からも当面は同様の対応でと考えているところであります。しかしながら、(1)で現状を書いていますけれども、原本が紙文書の場合、当該紙文書に被覆箇所、いわゆる非開示情報等があつて、黒塗りしているような場所があつたら、黒塗りして、複写機でコピーしたものを交付しているということで、告示に記載しておりますけれども、いわゆる白黒のコピー、複写であればA3までは1枚10円で交付しております。

(2)原本が電子データの場合の です。電子データに被覆箇所、ワードとかエクセル等で作ったものの中に非開示情報があれば被覆して、原則として複写機でコピーしたものを交付しているところです。 としまして、当該電子データに被覆箇所がなければ、開示請求者の意向に応じて、CD-Rに複写したものにより交付することを可能としているという状況でございます。

2番の課題及び今後の対応等ということで、23区のうち8区程度は、原本が紙文書のものを被覆し、複合複写機でPDFデータにした上で、CD-Rなどに複写したものを1枚100円などの金額で交付しているということで、世田谷区も電子データ(媒体)による交付に対応できないかといった御意見が寄せられたところでございます。

今後、他区での取扱いなどの実施状況について照会しまして、メリット、デメリット(リスク)などを取りまとめて、改めてこちらの情報公開・個人情報審議会へ御報告するとともに、必要に応じまして意見を聴くということを検討しているという状況でございます。

御説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

会長 これも何とかしなくてはいけない問題だと思いますが、皆さん、御意見をお寄せください。

事務局のスケジュール感はどうなるのでしょうか。

区政情報課長 事務局的なスケジュール感としましては、まずは当面、大きな法改正と条例改正がありますので、その滑り出しというか、各所管課への説明、周知等も含めて、まずはきちんとした動き出しとすることを中心に年度初めはやっていきたいと思っております。やはり夏過ぎとか、ある程度秋口とかには、何らかの調査とか、取りまとめの状況等、皆様に御報告するようなスケジュール感は考えていきたいと思っておりますけれども、法改正ほか、これからの課題をたくさん抱えている面もありますので、そういったところと相談しながら、また改めて審議会の委員の皆様には御報告させていただきたいと考えています。

会長 では、多少時間的余裕もあるようですので、こちらについても、何かよいアイデアがあれば事務局にお寄せいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、その他報告事項 を了解したいと存じます。ありがとうございました。

それでは、事前に用意された報告事項はこれでおしまいだと思いますが、事務局でほか何か報告あればお願いいたします。

区政情報課長 本日は、委員の皆様には慎重に御審議いただきました。ありがとうございます。本日の開催をもちまして今年度の開催は最後と考えているところでございますので、口頭で恐縮ですが、2点ほど御報告させていただきたいと考えております。

まず、1点目でございます。1点目につきましては、前回、令和4年度第7回審議会において、諮問第1003号、特定個人情報保護評価における第三者点検について（予防接種実施事務）を諮問させていただいて、御審議いただいたところでございました。その際、審議会としては諮問に対して了としていただいたところではありましたが、会長からの御発言もありまして、区には何ら責任はないと思うけれども、国が、緊急性という名目で、地方自治体がきちんとチェックできないようなスケジュールを組むことに関して、一言見解を求めるぐらいのことはしてもいいのかなというお話を頂戴して、提案いただいたところでございまして、審議会の委員の皆様のご意見もございましたので、あらかじめ皆様にお送りしたところでございますけれども、1月10日付で、審議会の会長のお名前で世田谷区長保坂展人宛てに特定個人情報保護評価（予防接種実施事務）についての提言という御提言をいただいたところでございます。誠にありがとうございます。その中には、区民の利便性を考慮し、答申において異議なしと認めたところではありますが、諮問に至る過程において懸念すべき点がありますということで、国の個人情報保護委員会に意見表明することが妥当ということで、出していただいたところでございます。そこにつきましては、現在、既

に、区の組織としましては番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課から、国の個人情報保護委員会に照会する段取りは進めているということで、実際には回答が来ておりませんので、次回、新年度に入りまして、その回答等につきまして改めて御報告させていただきたい。このように考えているのが1点目でございます。

続きまして、2点目になります。今般の個人情報保護条例の改正につきましては、皆様の多大なる御理解と御協力をいただきまして、検討を進めさせていただきました。誠にありがとうございました。現在区議会への条例改正の提案に向けて最終的な調整をしているところでございます。また、2月中旬を目途に皆様には、メール等になるかと思えますけれども、情報提供させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後、次回の日程ということで、本日の会議次第にも記載しておりますけれども、令和5年度第1回審議会につきましては4月21日（金）午後2時からオンラインで予定しておりますけれども、場合によりましては区役所にお集まりいただくとか、もしかしたら、日程の都合上、改めて変更ということもあるかもしれません。また、我々としても、新しい運用の取組みとかも含めまして、新しい条例の下、運営させていただくこととなりますので、そういった整理をしまして、改めて開催方法や内容等含めまして通知させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございます。

会長 それでは、皆様方からほかに何かありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたしたいと思います。

ありがとうございました。